

島根県後期高齢者医療広域連合からのお知らせ 令和6年度分から保険料率が変わります

後期高齢者医療制度では、被保険者が負担する保険料の料率については2年ごとに改定されます。

このたび、令和6・7年度の保険料率については、2月9日に開催された広域連合議会において、次のとおり決定しましたのでお知らせします。

	令和4・5年度	令和6・7年度	比較
均等割額	50,880円	50,160円	720円減
所得割率	9.35%	10.08%	0.73%増

◆令和6年度保険料について

後期高齢者医療保険料の見直しに伴う保険料負担の急激な増加をやわらげる措置として令和6年度に限り、賦課のもととなる所得金額※が58万円以下の方は、

所得割率：9.30%

賦課限度額：67万円 が適用されます。

※ 「賦課のもととなる所得金額」は、前年の総所得金額等（「公的年金収入－公的年金等控除」「給与収入－給与所得控除」「事業収入－必要経費」等で各種所得控除前の金額）から基礎控除43万円を差し引いた額です。

お問い合わせ先

〒690-0887 松江市殿町8番地3

島根県後期高齢者医療広域連合 被保険者グループ

TEL 0852-20-7526

保険料の見直しに関するお問い合わせ

今回の制度の見直しの背景等に関するご質問等は、

厚生労働省コールセンター(0120-122-140)

※対応時間：月曜日～土曜日 9時～18時（日曜日・祝日・年末年始は休業）

※運用期間：令和6年6月～令和7年3月

ご自身の保険料額の計算等に関するご質問等は、

- 各都道府県の「後期高齢者医療広域連合」または
- お住まいの市区町村の「後期高齢者医療担当窓口」まで

令和6年度からの後期高齢者医療制度の 見直しに関するご案内

後期高齢者の医療費は、窓口負担を除いて約4割が
現役世代の負担する支援金でまかなわれています。

少子高齢化が進む中、後期高齢者の医療費は今後さらに増えていくと見込まれています。

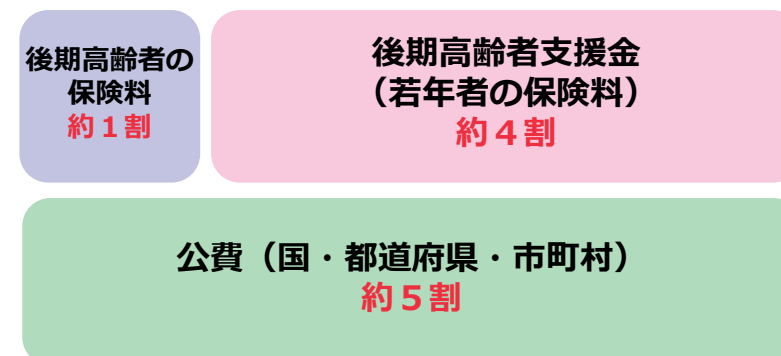
**このため、全ての国民が、年齢に関わりなく、
その負担能力に応じて医療保険制度を
公平に支え合うことが重要となります。**

令和6年4月から後期高齢者医療制度の
保険料について制度改正が行われ、

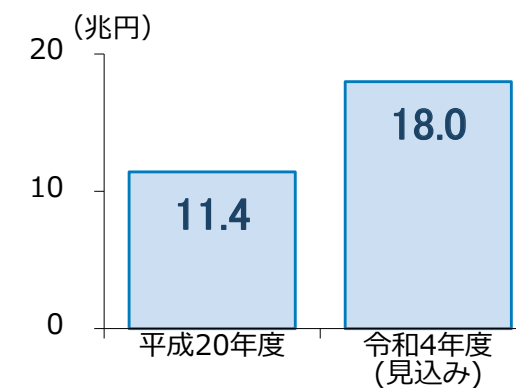
令和6・7年度の保険料に反映されています。

- ①「後期高齢者の保険料」と「現役世代の支援金」
の伸び率が同じとなるよう見直し
- ②出産育児一時金の費用の一部を後期高齢者が
支援する仕組みの導入

<後期高齢者医療制度の財政>



<後期高齢者医療費の動向（全国値）>



**今回の保険料の見直しは、現役世代の負担を抑え、
国民皆保険を未来につないでいくために行われます。**

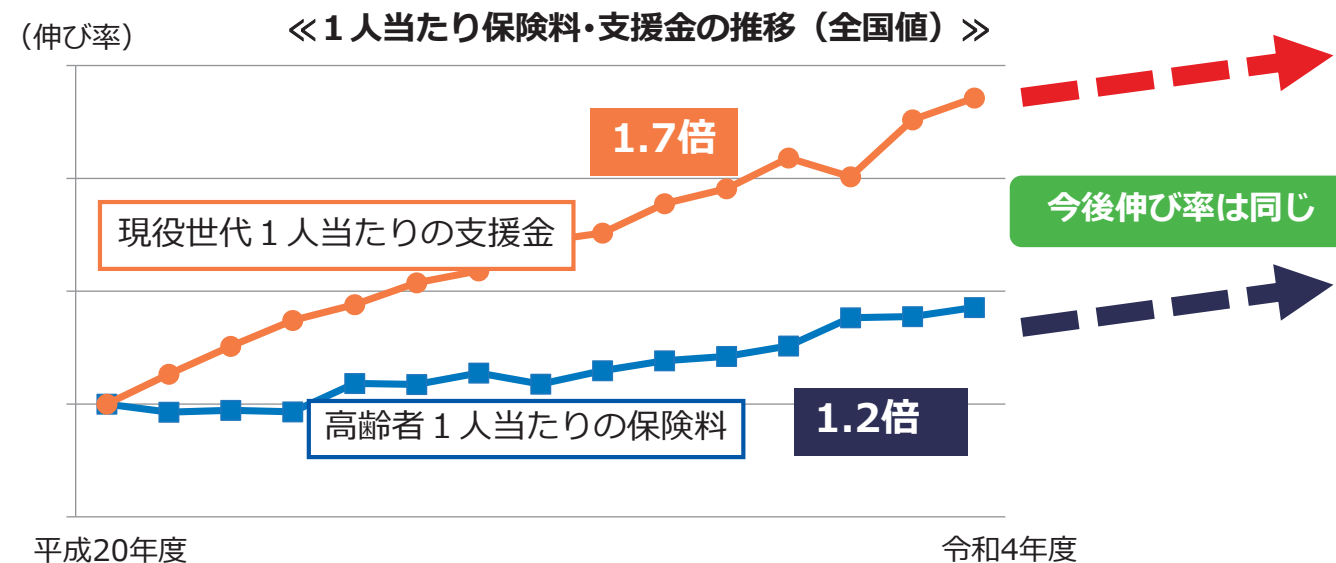


島根県後期高齢者
医療広域連合

主なポイント、対象になる方など、
次のページ以降でご説明します。

ポイント①「後期高齢者の保険料」と「現役世代の支援金」の伸び率が同じとなるようにします

- 「後期高齢者1人当たりの保険料」と「現役世代1人当たりの後期高齢者支援金」については、少子高齢化による人口構成の変化により、制度導入時（平成20年度）に比べ、**後期高齢者は1.2倍、現役世代は1.7倍に増えており、現役世代の負担がより重くなっています。**
- そこで、現役世代の負担上昇を抑え、持続可能な仕組みにするため、令和6年度から**「後期高齢者1人当たりの保険料」と「現役世代1人当たりの後期高齢者支援金」の伸び率が同じとなるよう見直されました。**



保険料負担の急激な増加をやわらげる措置があります

令和6年度からの制度見直しに伴う、新たなご負担に関しては、

- 被保険者の約6割の方（※1）（例：年金収入153万円相当以下の方）は、**制度見直しに伴う増加はありません。**（※2）
- 一定以下の収入の方（例：年金収入153万円～211万円相当の方）は、収入に応じてご負担いただく定率部分（所得割）について、**令和6年度は制度見直しに伴う増加はありません。**（※2）
- 収入が高い方（約1,000万円を超える方）は、保険料負担の年間上限額（賦課限度額）について、**段階的に引き上げられます（令和6年度は73万円、令和7年度は80万円）。**（※3）（※4）

※1 収入にかかわらずご負担いただく定額部分（均等割）のみを負担している方

※2 制度の見直し以外の要因（人口構成の変化や医療費の増加等）により、保険料額が増加することもあります。

※3 賦課限度額の段階的引き上げの対象となる方は、以下の通り。

① 令和6年4月1日より前から後期高齢者医療制度の被保険者であった方

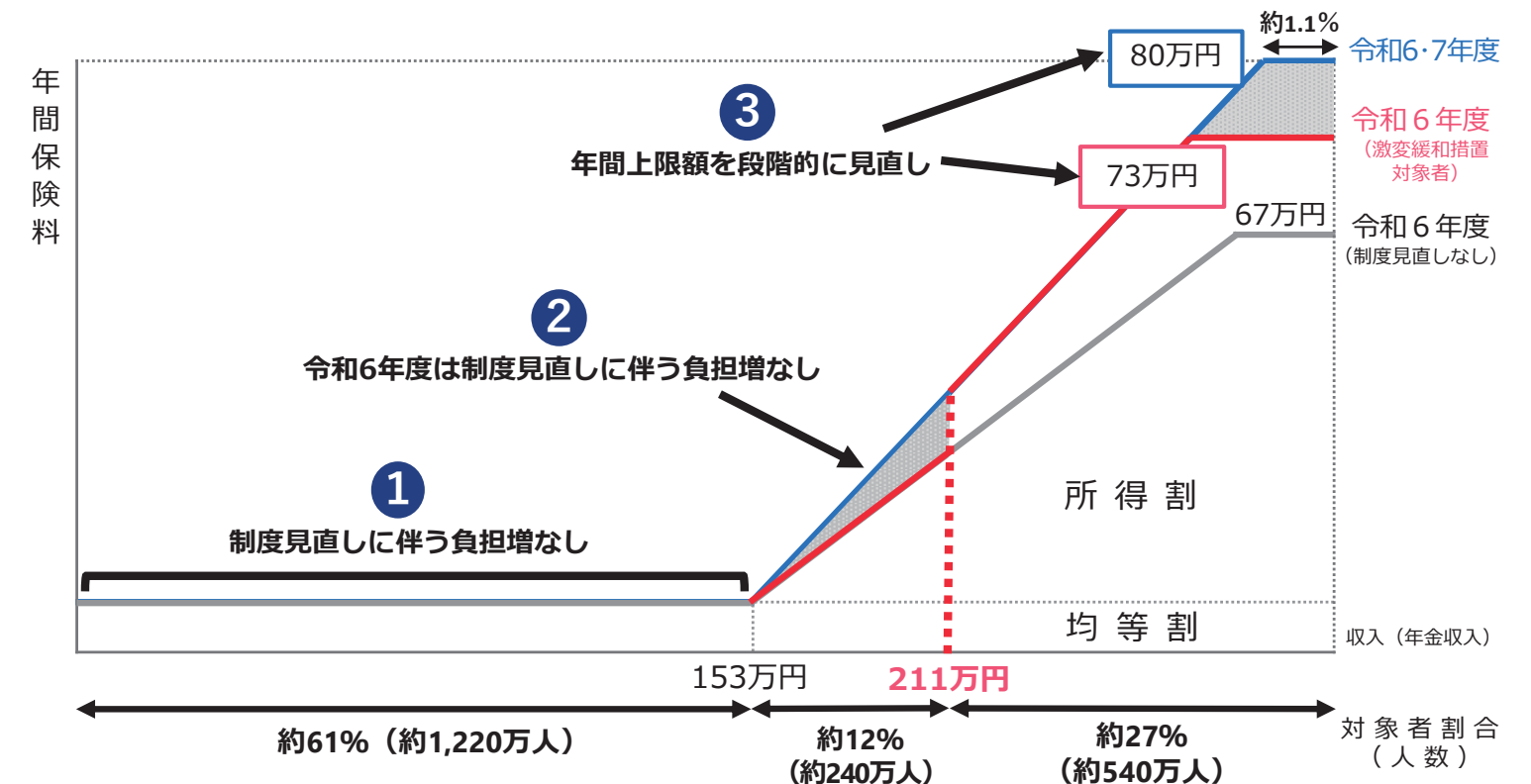
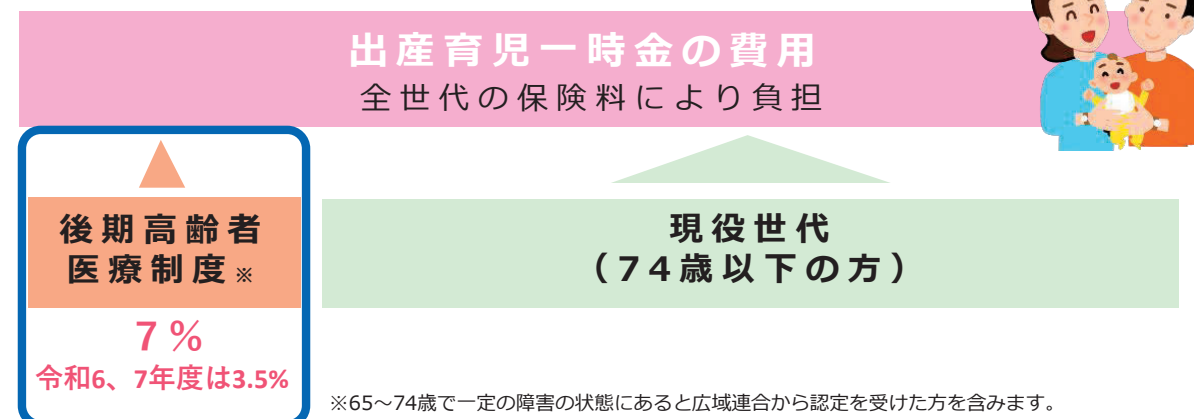
② 令和6年度中に障害認定を受け後期高齢者医療制度の被保険者である方

※4 令和6年度中に都道府県をまたいだ転居をした方は、転居先の都道府県では激変緩和措置の対象外となります（住所地特例者は除く）。

ポイント②

出産育児一時金の費用の一部を後期高齢者の保険料から支援します

- 少子化に歯止めをかけ、子育てを全世代で支援するため、**出産育児一時金を全世代で支え合う仕組みが令和6年4月から始まりまし**た。
- 出産育児一時金に必要な費用のうち一部（7%）を、後期高齢者の保険料から支援することになります。**この7%という割合は、後期高齢者と現役世代の保険料負担の金額をもとに設定されています。
- なお、令和6・7年度については、負担の急激な増加をやわらげるため、後期高齢者の負担は半分の**3.5%**となります。



※あくまで全国的な激変緩和措置の概要であり、各広域連合によって額や率等の詳細は異なります。